

令和元年度第1回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	企画財政部 財政課
監査の範囲	平成30年4月1日から平成31年3月31日までににおける事務の執行
実施期間	平成31年4月26日から令和元年7月31日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 起案文書中の決裁、施行の処理日の記載漏れについて</p> <p>福生市文書管理規程第15条（起案文書の処理）の規定では、起案文書の作成に当たっては、起案用紙（別記様式第7号）を印刷することと規定されており、第7号様式では、決裁日、施行日を記載することとされているが、記載漏れが多数見受けられた。</p> <p>公文書の保存管理については、決裁印のある紙文書が原本であることから、決裁、施行のシステム上の処理は済んではいても、起案用紙が未記入のままだと起案文書が未施行のままの状況となるため、各処理が終わったら必ず記載をし、完結までの処理を徹底されたい。</p>	<p>財政課全員による文書管理規程の再確認を行うとともに、文書管理システム上の決裁及び施行処理のみならず、公文書の保存管理上重要となる起案文書への決裁日及び施行日の記入を、遺漏なく実施するよう指導を行った。</p>

令和元年度第1回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による監査
監査の対象	福祉保健部 障害福祉課
監査の範囲	平成30年4月1日から平成31年3月31日までにおける事務の執行
実施期間	平成31年4月26日から令和元年7月31日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 補助金交付事務の適切な執行について 障害福祉課では複数の団体に補助金を交付しているが、その事務の執行について次のような不備が見受けられた。なお、いずれについても補助金額に影響を及ぼすものではなかった。</p> <p>ア 運営に要する経費に対する補助金であるが、補助金交付が年度当初の交付決定後、2か月以上経過しているものがあった。</p> <p>イ 団体が提出した実績報告書の一部に計算誤りが見られた。</p> <p>ウ 補助金交付要綱の規定では、補助金交付後に実績報告書の提出を求めているが、補助金交付前に実績報告書が提出されている補助金があった。</p> <p>エ 家賃補助のための補助金について、根拠資料となる契約書類の確認がされていなかった。</p> <p>所管課は、根拠条例等にのっとり適切な事務の執行について留意するとともに、各団体から提出された書類について、誤りがないか慎重に確認されたい。</p>	<p>指摘のあった補助金交付事務の不備については、それぞれ次のように事務処理を徹底するよう職員に周知を行った。</p> <p>ア 交付決定から補助金交付までの事務処理を速やかに行うよう徹底する。</p> <p>イ 実績報告書の差し替えをするとともに、内容を詳細に確認するよう徹底する。</p> <p>ウ 申請者に対し補助金交付後に実績報告書を提出するよう伝えるとともに、担当においても事務処理手順を再確認し、適正な事務処理を行うよう徹底する。</p> <p>エ 契約書類を提出させるとともに、根拠資料の確認をし、適正な事務処理を行うよう徹底する。</p>